

○厚生労働省告示第四百四十号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号及び第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から適用する。

平成二十八年十二月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第三に次の二号を加える。

六十九 ヒトIL-11製剤を用いた心筋保護療法 ST上昇型急性心筋梗塞（再灌流療法かんを施行する場合には限る。）

七十 重粒子線治療 前立腺がん（遠隔転移しておらず、D，Amico分類で高リスク群と診断されるものに限る。）